

福祉ガイド

—身体障害者編—



帯広市

☆表紙のマークの説明

左上から

①障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確にするための世界共通のマーク

②盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付されるマーク

③ハート・プラスマーク

身体内部に障害がある人を表すマーク

④オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）を示すマーク

オストメイトのための設備があること及びオストメイトであることを表すマーク

⑤耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマーク

⑥ヘルプマーク

外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマーク

このガイドは、裏表紙に記載の日付現在の情報です。法改正や制度改正などにより、内容が変更になる場合がございます。

また、所得制限などにより対象とならない場合もございますので、各種制度をご利用の際には、各窓口までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

帯広市市民福祉部福祉支援室障害福祉課

障害者への虐待防止・通報など

障害者虐待防止法が平成24年10月1日から施行されました。障害者に対する虐待はその尊厳を害するものですので、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。

障害者への虐待は、次の3つがあります。

- ア) 養護者による障害者虐待
- イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ウ) 使用者による障害者虐待

これらの虐待を発見した場合は、下記へ速やかにご連絡をお願いします。

障害者への虐待 ～ 通報・問合せ先	
◇ [平日 8時45分～17時30分]	
(市) 障害福祉課	電 話 65-4147 FAX 23-0163
◆ [夜間・休日]	
帯広市障害者虐待防止センター	
電話 080-8295-1051	

障害を理由とする差別に関する相談先	
(市) 障害福祉課	電 話 65-4148 FAX 23-0163
十勝障がい者総合相談支援センター	電 話 28-7599 FAX 28-7646

発行者 帯広市市民福祉部福祉支援室障害福祉課
帯広市西5条南7丁目

☎ 0155-65-4147
0155-65-4148
FAX 0155-23-0163

発行年月 令和8年4月